

生駒市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現行			改正案				
<p>○生駒市教育委員会事務局組織規則 (内部組織)</p> <p>第2条 事務局の内部組織は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。</p>			<p>○生駒市教育委員会事務局組織規則 (内部組織)</p> <p>第2条 事務局の内部組織は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。</p>				
部名	課名	係名	部名	課名	係名		
教育総務部	教育総務課	庶務係 学務係	教育総務部	教育総務課	庶務係 学務係		
	教育指導課	指導係		教育指導課	指導係		
	学校給食センター	給食係		学校給食センター	給食係		
生涯学習部	生涯学習課	庶務係 生涯学習係 文化振興係 青少年係	生涯学習部	生涯学習課	庶務係 生涯学習文化係 青少年係		
	図書館	図書館		図書館 鹿ノ台図書室係	図書館	図書館	図書館 鹿ノ台図書室係
		図書館南分館		図書館		図書館南分館	図書館
		図書館北分館		図書館		図書館北分館	図書館
		生駒駅前図書室		図書館		生駒駅前図書室	図書館
	スポーツ振興課	スポーツ振興係		スポーツ振興課	スポーツ振興係		
	<p>(平22教委規則1・全改、平23教委規則4・平24教委規則6・平25教委規則2・平25教委規則5・一部改正)</p> <p>第3条 略</p> <p>第10条～第17条 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>(平22教委規則1・追加、平23教委規則4・平23教委規則6・平24教委規則6・平25教委規則2・平25教委規則5・一部改正)</p> <p>1 教育総務部 略</p>			<p>(平22教委規則1・全改、平23教委規則4・平24教委規則6・平25教委規則2・平25教委規則5・一部改正)</p> <p>第3条 略</p> <p>第10条～第17条 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>(平22教委規則1・追加、平23教委規則4・平23教委規則6・平24教委規則6・平25教委規則2・平25教委規則5・一部改正)</p> <p>1 教育総務部 略</p>			

2 生涯学習部

課名	係名	事務分掌
生涯学習課	庶務係	(1) 高齢者教育の企画及び運営に関する事 こと。 (2) 生涯学習施設(生駒駅前図書室を除く。)の管理運営に関する事 こと。 (3) 部及び課の庶務に関する事 こと。 (4) 部内の他課の所管に属さない事 こと。
	生涯学習係	(1) 生涯学習の基本計画に関する事 こと。 (2) 社会教育委員に関する事。 (3) 生涯学習の振興に係る施策の企画及び調整に関する事。 (4) 生涯学習の振興に係る関係機関との連絡調整に関する事。 (5) 生涯学習推進連絡会に関する事。 (6) 生涯学習の指導者養成に関する事。 (7) 社会教育に係る人権教育の推進に関する事。 (8) 学校施設開放に関する事。 (9) その他生涯学習に関する事。
	文化振興係	(1) 文化財及び民俗資料の発掘、調査及び保護に関する事。 (2) 文化財保護審議会に関する事。 (3) 生駒ふるさとミュージアムの管理運営に関する事。 (4) その他芸術及び文化の振興に関する事(生涯学習係の所管に属するものを除く。)
	青少年係	(1) 青少年関係団体の指導育成に関する事 こと。 (2) 青少年健全育成に関する事。 (3) その他青少年に関する事。
図書館 略		
スポーツ振興課 略		

2 生涯学習部

課名	係名	事務分掌
生涯学習課	庶務係	(1) 高齢者教育の企画及び運営に関する事 こと。 (2) 生涯学習施設(生駒駅前図書室を除く。)の管理運営に関する事 こと。 (3) 部及び課の庶務に関する事 こと。 (4) 部内の他課の所管に属さない事 こと。
	生涯学習文化係	(1) 生涯学習の基本計画に関する事 こと。 (2) 社会教育委員及び生涯学習推進連絡会に関する事。 (3) 生涯学習の振興に係る指導者養成、施策の企画及び関係機関との連絡調整に関する事。 (4) 社会教育に係る人権教育の推進に関する事。 (5) 文化財及び民俗資料の発掘、調査及び保護に関する事。 (6) 文化財保護審議会に関する事。 (7) 生駒ふるさとミュージアムの管理運営に関する事。 (8) 芸術及び文化の振興に関する事。 (9) その他生涯学習に関する事。
	青少年係	(1) 青少年関係団体の指導育成に関する事 こと。 (2) 青少年健全育成に関する事。 (3) その他青少年に関する事。
図書館 略		
スポーツ振興課 略		